

聖餐式

存籍外の教会で陪餐しようとするときは、前まつて、司式者に申し出なければならぬ。

受聖餐式のうち、明らかに大罪を犯すか、言行で隣人を害して会衆を恥ずかした者があれば、司祭はその人に対して、その罪を悔い改め、加えた害を償い、または後に償う決心を明らかにし、会衆の恥をすがないうちは、陪餐してはならないことを告げなければならぬ。

また互いに恨みをいだくものがあれば、前の規則により、陪餐させてはならない。但し一方が、その受けた害をゆるし、償いを明言し和を求めているのに、他方が、それをうけいれず恨みを解かないときは、司祭は和を求めているものに陪餐を許し、受けいれない者には許さない。これらの処置をしたとき、司祭は二週間以内に教区主教に報告する。

勧告

司祭は時々（少なくとも一回は大祭節中）公禱の際、この勧告を朗読する。

会衆は座につく。

愛する兄弟よ、主イエス・キリストは我らの救いのために、主のからだと血の聖奠を定めたまえり。これ敬虔なる人々これを受けてキリストの十字架と苦しみを記念し、主によりて強くせられんがためなり。我ら罪の赦しを得て天国の幸いにあずかるは、ただ主のいさおのみに因る。このゆえに全能の神、天の父は、その御子、救い主イエス・キリストを与えて、我らのために死なしたまいしのみならず、この聖奠によりて霊なる糧となしたまいしことを心より感謝し奉るべし。そもそもこの聖奠は、これを受くる人に神の力を与うるものなれども、みだりにこれを受くるは、いと危うきことなれば、その尊きことと危うきことを考え、軽々しくせず、また神を欺く者のごとくせず、ねんごろにおのれの心をただし、聖書のうちに命じたまえる礼服をつけ、清く潔くして、この聖卓にきたり、神のふるま

いにつらなるべし
まず、神の戒めをもつて、おのれをしらべ、あるいは思い、あるいは言葉、あるいは行いにて罪を犯したることを悟らば、これを嘆き、まことに改むることを決心して、全能の神にさんげすべし。もしまた隣に対して罪を犯したることあらば、直ちに和を求め、力を尽くして償いをなし、かつ、おのれの罪の赦しを神に望むごとく、他人の罪をも赦すべし。これらの事をせずして聖餐を受くれば、ただ、おのれの罪を重ねるのみなり。されば、もし、なんじらのうちに神を罵る者、御言葉をそしる者、姦淫を行のう者、恨み憎む者、その他重き罪を犯せる者あらば必ず悔い改めよ。しからさればこの聖卓に近づくべからず
また聖餐を受くる者は、神のあわれみを堅く信じ、良心の責めなきこと肝要なり。もし前の方法に従うとも、なお心おだやかならぬ者あらば、我にきたるか、または、ほかの司祭に行きて、その憂いを述べよ。さらば赦罪の恵みと魂を健やかならしむる教えと力とを受けて疑いを去り、良心やすんずることをうべし

堅信式を受けし者は努めて陪餐し、ことに復活節に必ず陪餐すべし。また、その日の食事にさきだちて陪餐するは古来の慣習なり。

準備

この銃には聖餐式の前に用いる。前夜に勧告、講話、または黙想とともに用いてもよい。

会衆はひざまずき、一同、主の祈りを唱える。

天にします我らの父よ、願わくは御名を聖となさしめたまえ。御国をきたらしめたまえ。御心を天におけるごとく、地にも行わしめたまえ。我らの日用の糧を今日も与えたまえ。我らに罪を犯すものを我ら赦すごとく、我らの罪をも赦したまえ。我らを試みにあわせず、悪より救いいだしたまえ
アーメン

司式者は次の祈りを唱える。

全能の神よ、すべての人の心は主に現われ、すべての望みは種に知られ、すべての蜜事は主に隠ることなし。願わくは聖霊によりて我らの心をきよめ、全く主を愛し、御名の栄光をあらわすことを得させたまえ。主イエス・キリストによりてこいねがい奉る。アーメン

十戒

各応答の後に、しばらく自らを省みる。

司式者

神このすべての言葉をのべて言いたまわく、我はなんじの神、主なり。我のほかなにも神とするなかれ

会衆

主よ、我らをあわれみ、この律法を守る心を与えたまえ

司式者

なんじ、おのれのために、上は天にあるもの、下は地にあるもの、また地の下の水の中にあるものの形に似せて偶像をつくり、これにひれ伏し仕うるなかれ

会衆

主よ、我らをあわれみ、この律法を守る心を与えたまえ

司式者

なんじのかみ、主の名を、みだりに言うなかれ

会衆

主よ、我らをあわれみ、この律法を守る心を与えたまえ

司式者

なんじ安息日を聖として忘るるなかれ

会衆

主よ、我らをあわれみ、この律法を守る心を与えたまえ

司式者

なんじ父と母とを敬え

会衆

主よ、我らをあわれみ、この律法を守る心を与えたまえ

司式者

なんじ殺すなかれ

会衆

主よ、我らをあわれみ、この律法を守る心を与えたまえ

司式者

なんじ姦淫するなかれ

会衆

主よ、我らをあわれみ、この律法を守る心を与えたまえ

司式者

なんじ盗むなかれ

会衆 主よ、我らをあわれみ、この律法を守る心を与えたまえ

司式者 なんじ、偽りの証しを立つるなかれ

会衆 主よ、我らをあわれみ、この律法を守る心を与えたまえ

司式者 なんじ、むさぼるなかれ

会衆 主よ、我らをあわれみ、これらの律法を我らの心にしるしたまわんことをこいねがい奉る

司式者 主イエスⅡキリストの、のたまえる言葉をもきくべし

なんじ心を尽くし、精神を尽くし、思いを尽くして、主なるなんじの神を愛すべし。これは大いにして第一の戒めなり。第二もまたこれに等し、おのれのごとくなんじの隣を愛すべし。律法全体と預言者とは、この二つの戒めによるなり

会衆 主よ、我らをあわれみ、これらの律法を我らの心にしるしたまわんことをこいねがい奉る

司式者 我ら祈るべし

とこしえにいます全能の神よ、我らの心とからだを清め、主の律法を踏ましめ、主の言いつけを行なわしめ、大いなる力にていつまでも守りたまわんことを救い主イエスⅡキリストによりてこいねがい奉る。アーメン

つづいて聖餐式を行なうときは、以下を省いて直ちに本文にうつる。

懺悔

司式者 我らの全能の神に罪をさんげし奉るべし

一同次のさんげを唱える。

我らの主イエスⅡキリストの父、よろずの物の造り主、よろずの人のさばき主なる全能の神よ、我らを思いと言葉と行いをもって罪を犯し、いくたびとなく主にそむき、主の怒りをひきたることを、悲しみてさんげす。我

ら深く悔やみ、まことに罪を嘆き、これを思いいずることに憂い、その重荷に堪えがたし、慈悲ふかき父よ、我らをあわれみたまえ。我らをあわれみたまえ。御子、我らの主イエス^{II}キリストのいさおによりて、過ぎし罪をことごとく赦し、今よりのち、行ないを改めて常に主に仕え、御心にかない、御名の栄光を現わさせたまえ。主イエス^{II}キリストによりてこいねがい奉る。アーメン

慰めの言葉

司式者は言う。

真心をもって帰依する人に、救い主キリストの言いたもう慰めの言葉を聞くべし

すべて労する者、重荷を負う者よ、我にきたれ。我なんじらを休ません マタイ伝十一章二十八節

神はそのひとり子をたもうほどに世を愛したまえり。すべてかれを信ずる者の滅びずして、とこしえの命を得んためなり ヨハネ伝三章一六節

聖パウロの言葉をも聞くべし
キリスト^{II}イエス罪びとを救わんために世にきたりたまえり。これすべての人の受くべきまことの言葉なり テモテ前書一章一五節

聖ヨハネの言葉を聞くべし
人もし罪を犯さば、我らのために父の前に助け主、義なるイエス^{II}キリストあり。かれは我らの罪のために、なだめの供え物なり ヨハネ第一書二章一、二節

ここで適当な祈りまたは嘆願を用いてもよい。

聖餐式の直前にこの準備を用いないときは一同立ち、司祭は本文の「主よ、あわれみたまえ キリエ エレイソン」の前に次の祈りを用いる。ただし本文を他の式と合わせて用い、主の祈

りをすでに用いたときは、この主の祈りを省く。

天にします我らの父よ、願わくは御名を聖となさしめたまえ。御国をきたらしめたまえ。御心を天におけるごとく、地にも行わしめたまえ。我らの日用の糧を今日も与えたまえ。我らに罪を犯すものを我ら赦すごとく、我らの罪をも赦したまえ。我らを試みにあわせず、悪より救いいだしたまえ
アーメン

全能の神よ、すべての人の心は主に現われ、すべての望みは種に知られ、すべての蜜事は主に隠ることなし。願わくは聖霊によりて我らの心をきよめ、全く主を愛し、御名の栄光をあらわすことを得させたまえ。主イエス・キリストによりてこいねがい奉る。アーメン